

第 41 回土木計画学研究発表会（春大会）：2010.6.5～6（名古屋工業大学）
 スペシャルセッション（SS）討議内容の記録

セッション名：移動制約の視点から見た交通基本法の準備に向けて	
日付： 6月 6日（日）曜日，セッション時間：10：30～12：00	
オーガナイザー名（所属）：磯部友彦（中部大学）	
討議内容	<p>I 話題提供</p> <p>1) 移動に関する権利と障がい当事者の視点から見たこれまでの課題（愛知県重度障害者団体協議会 交通担当 平山晶士）</p> <p>2) 福祉交通の課題とこれからの展開（首都大学東京・吉田樹）</p> <p>3) 地域交通の課題とこれからの展開（茨城大学・山田稔）</p> <p>4) 地域住民との協働による移動手段の課題と展開（大阪大学大学院・猪井博登）</p> <p>5) 施設整備以外のバリアフリーの課題について（兵庫県立福祉のまちづくり研究所・北川博巳）</p> <p>II 何が変わってゆくのかについての総合討論（司会：中部大学・磯部友彦）</p> <p>話題提供者以外にも以下の方々から発言いただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川要一さん（豊田市職員） ・加藤博和さん（名大） ・新田保次さん（阪大） <p>主要な発言の要約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無用であったり邪魔になったりする法律は必要ない。 ・移動権の具体的な確保方策が重要である。 ・日本には差別禁止法がないので、交通基本法がその働きをすることを期待する。 ・国連の障害者の権利条約の内容を盛り込むことを期待する。 ・自治体として交通基本計画を策定して進めていきたいが、それに役立つ法律であって欲しい。 ・財源確保が大きな課題である。 ・福祉系と交通系の財源確保のバランスが重要である。 ・車両を準備できさえすれば運営は楽になるという事例があるので、どこの部分を補助すると、システム全体が滑らかに動くかを調べる必要がある。 ・海外の制度（例えば、英、仏）をどの程度参考したらいいのか。 ・専門家育成にしても、情報提供にしても費用のかかる事業であり、その意味でも財源確保が必要である。 ・交通の定義（その言葉の示す範囲）を明確にしておく必要がある。その定義は他の省庁の事業にもそのまま適用できるようにはならなくてはならない。